

第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画

「アグリわかまつ活性化プラン21」



平成29年2月

会津若松市

目 次

第1章 総論

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の対象期間	2
第4節	計画の体系図	2

第2章 食料・農業・農村の現状と取り巻く環境の変化

第1節	食料・農業・農村の現状	3
第2節	第2次基本計画の総括	10
第3節	食料・農業・農村を取り巻く環境の変化	16

第3章 食料、農業及び農村に関する施策の基本方針

第1節	基本方針	18
第2節	施策の方向	19

第4章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1節	食料の安定供給	20
第2節	農業の持続的発展	21
第3節	農業生産基盤の整備	23
第4節	農村の振興	23

第5章 施策プログラム

参考資料

・用語の解説	27
--------	----

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

本市においては、旧北会津村及び旧河東町との合併を踏まえた新市の農業・農村分野の計画として、平成19年3月に「会津若松市食料・農業・農村基本計画」（アグリわかまつ活性化プラン21）を策定し、平成28年度を目標年次として、総合的かつ計画的な施策を実施してきました。平成25年3月には、東日本大震災及び原子力発電所事故への対応や国の担い手・農地総合対策の施行を踏まえた計画の見直しを行い、市を取り巻く環境の変化への対応を図ってきたところです。

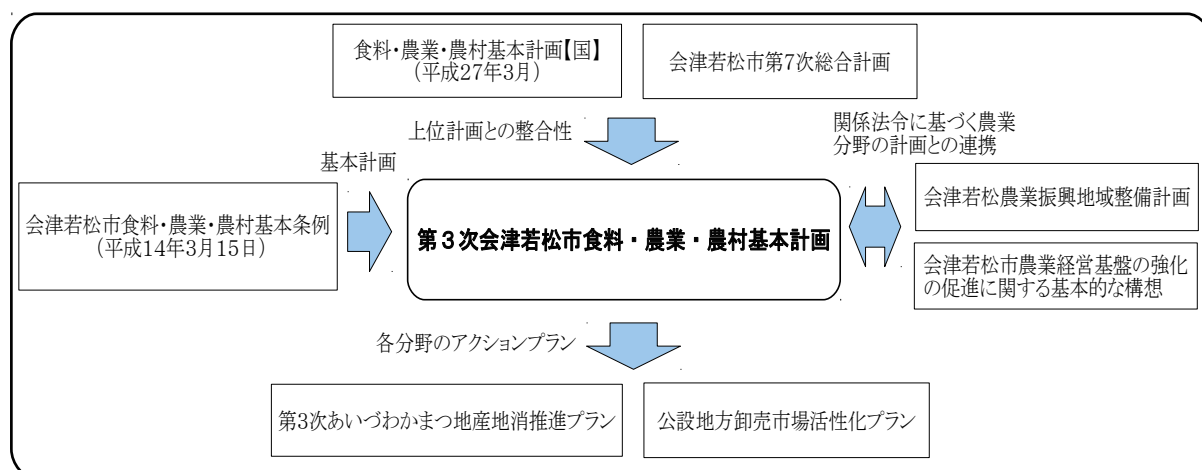
しかしながら、高齢化や人口減少の進行により、地域農業の担い手の不足や農村における地域資源の維持のための活動への影響が懸念されるなど、本市農業・農村を取り巻く環境は今後ますます厳しい情勢となっていくことが予想されます。

また、国においては、平成25年12月に農政改革のグランドデザインとして決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月改訂）の方針を踏まえ、平成27年3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として、施策を展開していくこととしています。さらに、経済のグローバル化の進展に伴う各種通商交渉が進められており、輸入農産物の増加などによる農産物価格への影響が懸念されています。

「第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画」は、これらの情勢の変化への対応を図り、中長期的視野に立ち、食料・農業・農村振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

会津若松市食料・農業・農村基本計画は、「会津若松市第7次総合計画」の行政各分野の個別計画として、また、「会津若松市食料・農業・農村基本条例」に基づく基本計画及び食料・農業・農村に関する各種計画の上位計画として位置付けるものです。



第3節 計画の対象期間

この計画の期間は、平成29年度からの10年間とし、目標年度を平成38年度とします。

なお、農業・農村を取り巻く情勢等に大きな変化があった場合は、計画の見直しについて弾力的に対応していくものとします。

第4節 計画の体系図

分野	施策の方向	施 策
食料	食料の安定供給	・安全な農産物の安定供給 ・地産地消の推進による消費拡大 ・農産物及び食のブランドの確立 ・公設市場機能の維持・活性化
農業	農業の持続的発展	・担い手の確保・育成 ・生産振興と収益性の確保 ・優良農地の確保と担い手への集積 ・農業情報化の推進
	農業生産基盤の整備	・土地改良事業の推進 ・大区画ほ場整備による生産性向上
農村	農村の振興	・都市と農村の交流の推進 ・自然環境との調和 ・多面的機能の維持・発揮 ・快適な農村生活環境の整備 ・有害鳥獣の被害防止

第2章 食料・農業・農村の現状と取り巻く環境の変化

第1節 食料・農業・農村の現状

【農業経営体】

○農業経営体数

平成27年の農業経営体数は、2,163経営体で、5年前と比較して460経営体（17.5%）減少しました。うち、家族経営体は469経営体（18.1%）の減少に対し、組織経営体は9経営体（36.0%）増加しています。また、法人経営が29経営体（161.1%）増加しています。

表1 農業経営体数

（単位：経営体）

区 分		農業経営体		家族経営体		組織経営体	
			法人経営		法人経営		法人経営
平成17年		2,908	19	2,887	6	21	13
平成22年		2,623	18	2,598	1	25	17
平成27年		2,163	47	2,129	13	34	34
増減数	平成22年－平成17年	△ 285	△ 1	△ 289	△ 5	4	4
	平成27年－平成22年	△ 460	29	△ 469	12	9	17
増減率	平成22年／平成17年	△ 9.8 %	△ 5.3 %	△ 10.0 %	△ 83.3 %	19.0 %	30.8 %
	平成27年／平成22年	△ 17.5 %	161.1 %	△ 18.1 %	1200.0 %	36.0 %	100.0 %

（資料：農林業センサス）

○経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地のある農業経営体の一経営体あたりの経営耕地面積は2.92haとなっており、5年前と比較して、経営耕地の拡大が進んでいます。5ha以上の各階層でも、経営体数、構成比ともに増加しており、50haを超える経営体もでてきています。

表2 経営耕地面積規模別農業経営体数

（単位：経営体）

区 分		経営耕地 総面積	経営体 総数	経営 耕地 なし	0.5ha 未満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ～ 100.0	一経営 体当 たり 面積
平成22年		6,529ha	2,623	9	203	423	720	581	448	191	38	9	1	0	250a
平成27年		6,292ha	2,163	7	157	330	591	424	388	194	55	10	4	3	292a
構 成 比	平成22年		100.0 %	0.3 %	7.7 %	16.1 %	27.5 %	22.2 %	17.1 %	7.3 %	1.5 %	0.3 %	0.0 %	0.0 %	—
	平成27年		100.0 %	0.3 %	7.3 %	15.3 %	27.3 %	19.6 %	17.9 %	9.0 %	2.5 %	0.5 %	0.2 %	0.1 %	—

（資料：農林業センサス）

○農産物販売金額規模別経営体数

農産物販売金額規模別では、「100～300万円」の構成比が36.3%で、最も多い状況には変化はありませんが、2,000万円を超える階層では経営体数、構成比ともに増加しており5,000万円を超える経営体もでてきています。

表3 農産物販売金額規模別経営体数 (単位：経営体)

区 分		計	販売なし	100万円未満	100～300	300～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億	1億円以上
平成22年		2,623	127	810	1,026	292	248	103	12	5	0	—
平成27年		2,163	105	732	786	233	195	84	18	8	2	—
構成比	平成22年	100.0%	4.8%	30.9%	39.1%	11.1%	9.5%	3.9%	0.5%	0.2%	0.0%	—
	平成27年	100.0%	4.9%	33.8%	36.3%	10.8%	9.0%	3.9%	0.8%	0.4%	0.1%	—

(資料：農林業センサス)

○農産物の売上1位の出荷先別経営体数

農産物の売上1位の出荷先別では、農協が71.2%と最も多く、5年前と比較して、卸売市場、食品製造業・外食産業への出荷している経営体が増加しています。

表4 農作物の売上1位の出荷先別経営体数 (単位：経営体)

区 分		販売のあった経営体	農産物の売上1位の出荷先別						
			農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他
平成22年		2,496	1,805	356	99	64	5	157	10
平成27年		2,058	1,466	279	109	45	13	117	29
構成比	平成22年	100.0%	72.3%	14.3%	4.0%	2.5%	0.2%	6.3%	0.4%
	平成27年	100.0%	71.2%	13.6%	5.3%	2.2%	0.6%	5.7%	1.4%

(資料：農林業センサス)

○農業経営組織別にみた農業経営体数の状況

農業経営組織別に農業経営体数の構成割合をみると、単一経営（主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体）は、76.9%となり、5年前と比較して4.1ポイント上昇しています。また、稲作単一経営は1.1ポイント上昇しています。

表5 農業経営組織別にみた農業経営体数 (単位:経営体)

区 分		販売の あった 経営体	単一経営(主位部門の販売金額が8割以上の経営)										複合 経営	
			計	稲作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹 類	花き・ 花木	その 他の 作物	肉用 牛		その 他の 畜産
平成 22 年		2, 496	1, 817	1, 654	28	2	42	4	72	11	1	1	2	679
平成 27 年		2, 058	1, 583	1, 387	50	—	38	15	78	13	1	1	—	475
構 成 比	平成 22 年	100. 0 %	72. 8 %	66. 3 %	1. 1 %	0. 1 %	1. 7 %	0. 2 %	2. 9 %	0. 4 %	0. 0 %	0. 0 %	0. 1 %	27. 2 %
	平成 27 年	100. 0 %	76. 9 %	67. 4 %	2. 4 %	—	1. 8 %	0. 7 %	3. 8 %	0. 6 %	0. 1 %	0. 1 %	—	23. 1 %

(資料:農林業センサス)

【農家数】

○総農家数

総農家数は2,842戸で、5年前と比較して448戸（13.6%）減少しています。うち、販売農家数は2,126戸で465戸（17.9%）減少したのに対し、自給的農家は716戸で、17戸（2.4%）増加しています。また、土地持ち非農家は1,225戸で53戸（4.1%）減少しています。

表6 農家数 (単位:戸)

区 分		総農家	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
平成 17 年		3, 489	2, 883	606	1, 149
平成 22 年		3, 290	2, 591	699	1, 278
平成 27 年		2, 842	2, 126	716	1, 225
増 減 数	平成 22 年 －平成 17 年	△ 199	△ 292	93	129
	平成 27 年 －平成 22 年	△ 448	△ 465	17	△ 53
増 減 率	平成 22 年 /平成 17 年	△ 5. 7 %	△ 10. 1 %	15. 3 %	11. 2 %
	平成 27 年 /平成 22 年	△ 13. 6 %	△ 17. 9 %	2. 4 %	△ 4. 1 %

(資料:農林業センサス)

○販売農家数

販売農家を主副業別で見ると、主業農家は521戸で130戸（20.0％）減少、準主業農家が670戸で306戸（31.4％）減少、副業的農家は935戸で29戸（3.0％）減少しています。構成比では、主業農家及び準主業農家の構成比が減少し、副業的農家の構成比が44.0％となっています。

販売農家を専兼業別で見ると、専業農家が542戸で46戸（9.3％）増加しているのに対し、第1種兼業農家は346戸で156戸（31.1％）減少、第2種兼業農家は1,238戸で355戸（22.3％）減少しています。

構成比では、第2種兼業農家が最も多い状況には変化はありませんが、専業農家の構成比が増加しており、25.5％となっています。

表7 販売農家における主副業別専兼業別分類 (単位：戸)

区分		販売農家	主副業別分類			専兼業別分類		
			主業農家	準主業農家	副業的農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成17年		2,883	685	862	1,336	377	596	1,910
平成22年		2,591	651	976	964	496	502	1,593
平成27年		2,126	521	670	935	542	346	1,238
増減数	平成22年－平成17年	△ 292	△ 34	114	△ 372	119	△ 94	△ 317
	平成27年－平成22年	△ 465	△ 130	△ 306	△ 29	46	△ 156	△ 355
増減率	平成22年/平成17年	△ 10.1 %	△ 5.0 %	13.2 %	△ 27.8 %	31.6 %	△ 15.8 %	△ 16.6 %
	平成27年/平成22年	△ 17.9 %	△ 20.0 %	△ 31.4 %	△ 3.0 %	9.3 %	△ 31.1 %	△ 22.3 %
構成比	平成17年	100.0 %	23.8 %	29.9 %	46.3 %	13.1 %	20.7 %	66.2 %
	平成22年	100.0 %	25.1 %	37.7 %	37.2 %	19.1 %	19.4 %	61.5 %
	平成27年	100.0 %	24.5 %	31.5 %	44.0 %	25.5 %	16.3 %	58.2 %

(資料：農林業センサス)

○農業就業人口

販売農家の農業就業人口は、3,682人で529人(12.6%)減少しており、平均年齢は66.0歳で、65歳以上の割合は60.6%となっています。5年間と比較して、39歳以下の就業人口が増加したため、平均年齢、65歳以上の割合が下落しています。

表8 年齢別農業就業人口 (単位：人)

区分		合計	15～39歳	40～49	50～59	60～64	65歳以上
平成17年		5,314	392	326	817	595	3,184
平成22年		4,211	161	159	694	560	2,637
平成27年		3,682	255	132	433	629	2,233
増減数	平成22年－平成17年	△ 1,103	△ 231	△ 167	△ 123	△ 35	△ 547
	平成27年－平成22年	△ 529	94	△ 27	△ 261	69	△ 404
増減率	平成22年/平成17年	△ 20.8%	△ 58.9%	△ 51.2%	△ 15.1%	△ 5.9%	△ 17.2%
	平成27年/平成22年	△ 12.6%	58.4%	△ 17.0%	△ 37.6%	12.3%	△ 15.3%

(資料：農林業センサス)

○基幹的農業従事者数

販売農家の基幹的農業従事者数は、3,185人で376人(10.6%)減少しており、平均年齢は67.6歳、65歳以上の割合は63.8%となっています。

表9 年齢別基幹的農業従事者数 (単位：人)

区分		合計	15～39歳	40～49	50～59	60～64	65歳以上
平成17年		3,989	109	270	723	523	2,364
平成22年		3,561	100	136	640	520	2,165
平成27年		3,185	109	100	372	571	2,033
増減数	平成22年－平成17年	△ 428	△ 9	△ 134	△ 83	△ 3	△ 199
	平成27年－平成22年	△ 376	9	△ 36	△ 268	51	△ 132
増減率	平成22年/平成17年	△ 10.7%	△ 8.3%	△ 49.6%	△ 11.5%	△ 0.6%	△ 8.4%
	平成27年/平成22年	△ 10.6%	9.0%	△ 26.5%	△ 41.9%	9.8%	△ 6.1%

(資料：農林業センサス)

【担い手等】

○認定農業者・集落営農組織

認定農業数は、農業経営体が減少している中であって、会津若松市農業再生協議会の活動など、関係機関の連携した取り組みにより維持されています。集落営農組織は増加しています。

表 10 担い手の状況

(単位：経営体)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認定農業者数	357	342	339	364	374	355
認定就農者数	—	—	—	—	7	23
集落営農組織数	16	16	16	16	17	23

○新規就農者

新規就農者は、平成 22 年度から、毎年 4～12 名が就農しており、農家出身者の就農の割合が多い状況となっています。

表 11 新規就農者数

(単位：人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規学卒	1	2	3	0	1	3
Uターン	1	3	5	4	9	6
新規参入	2	2	3	0	2	2
合計	4	7	11	4	12	11

- ・新規学卒…農家出身者で、学校・各種専修学校等の卒業・修了と同時に就農した者及び卒業と同時に行っていた研修の終了後すぐに就農した者。
- ・Uターン…農家出身者で、就業していた他産業を離職して就農した者。
- ・新規参入…農家以外の出身者で、就農した者。

○担い手への農地集積状況

農地中間管理事業などにより担い手への農地の集積が進んでいます。

表 12 農地集積率

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
農地集積率	54.8 %	57.5 %	59.2 %	65.0 %	64.2 %	68.5 %

【農業生産基盤】

安定的な食料の生産を続けていくために農地整備を推進しており、昭和38年度のは場整備事業の創設以降に実施されたもので、農地の区画面積が主に30a以上の整備は増加しています。

表13 土地基盤整備状況

(単位：ha)

耕作面積 (平成27年)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
田	5,850	5,536.2	5,547.9	5,547.9	5,560.7	5,585.7	5,602.3
畑	1,060	632.6	634.1	634.1	636.2	636.4	636.6
計	6,910	6,168.8 (整備率89.2%)	6,182.0 (整備率89.4%)	6,182.0 (整備率89.4%)	6,196.9 (整備率89.6%)	6,222.1 (整備率90.0%)	6,238.9 (整備率90.2%)

注) 耕地面積は東北農林水産統計年報とし、県の集計資料を参考に作成している。

第2節 第2次基本計画の総括

施策1 消費者の視点に立った安全な食料の安定供給

〔成果指標〕

項 目	計画 策定時	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (目標)
地産地消認識度 (「地産地消」認識者数 /アンケート調査者数)	72%	75%	75%	74%	79%	90%

(1) 地域内食料自給体制の確立

【取組の経過】

- 地産地消に係る協力農業者や協力店、サポートクラブ会員の確保を図りながら地産地消運動を推進し、認識度の向上に努めるとともに、地元食材を活用した生産者と実需者の連携に基づく「あいづ食の陣」の取り組みによる会津の食の魅力の情報発信等も行いながら、地元産農産物の利用拡大に努めてきました。
- 原子力発電所事故以降、放射性物質の吸収抑制対策による安全な農産物の生産を進めながら、農産物モニタリング調査や米の全量・全袋検査の結果について消費者へ分かりやすく提供してきました。特に首都圏消費者に対しては、本市産農産物の安全性に加え、高品質良食味のPRに継続して取り組むとともに、農家等の各種展示商談会への出展への支援や販路拡大コーディネート等も実施することによって、風評の払拭と購入意欲の向上に努めてきました。

■今後の課題

- 原子力発電所事故以降のブランド力の回復、向上のためには、安全な農産物の生産と情報発信を継続しながら、高品質、良食味のPRにより、販売促進を進めていく必要があります。
- 県産農産物の販売環境が厳しさを増す中、地域農業の維持発展のためには、地産地消による地元消費拡大がますます重要になっています。
- 地産地消に対する地元消費者の認識度は高まりつつありますが、更なる認識度の向上を図るとともに、外部への情報発信にも努めていく必要があります。

(2) 会津ブランドの確立

【取組の経過】

- 本市の基幹作物である水稻について、更なる食味向上を目指した栽培技術の改善に取り組むとともに、地元酒造業界から需要のある「五百万石」、「夢の香」などの酒造好適米の生産を拡大し、会津清酒の原料米の安定供給に取り組むことにより、売れる米づくり産地の確立に努めてきました。
- 各種イベントへの出展等を通じ、本市産農産物の高品質良食味のPRに取り組んできました。

■今後の課題

- 食の安全・安心に対する取組が進む中、農産物や農産加工品の評価を高め、生産者、市場の流通業者及び行政が連携しながら、地域全体としての販路開拓や販売促進へ取り組む必要があります。
- 集荷業者及び生産者において、今後厳しさを増す主食用米の需給情勢を認識するとともに、需要を踏まえた米づくりに取り組んでいく必要があります。

施策2 担い手の育成による地域農業の持続的発展

〔成果指標〕

項 目	計画 策定時	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (目標)
認定農業者数	342 人	339 人	364 人	374 人	355 人	450 人
農地集積率 (担い手に集積された農用 地面積／総農用地面積)	57.5%	59.2%	65.0%	64.2%	68.5%	70%
「人・農地プラン」 作成集落数	5 集落	8 集落	54 集落	61 集落	64 集落	70 集落

(1) 地域農業担い手の育成

【取組の経過】

- 担い手総合支援事業により、認定農業者や新規就農者の育成・確保、人・農地プランの作成推進に取り組んできました。

■今後の課題

- 地域農業の生産力が低下している現状を踏まえ、担い手の育成と確保、並びに担い手への農地集積をさらに推進し、効率的な生産体制の確立へ向けた支援が求められています。

(2) 集落営農の組織化による生産性の向上

【取組の経過】

- 集落営農体制の推進による農業の生産性の向上を図るため、水田利活用推進対策への集団的取組や、共同利用農業機械の導入支援、集落の合意形成に基づく組織化・法人化に対する支援を行ってきました。
- 戦略的農業経営確立支援事業により、フレコン集出荷体制の整備による稲作の低コスト化、施設栽培の推進による園芸作物の生産振興に努めてきました。

■今後の課題

- 国全体の主食用米の在庫量が増加し米価は下落傾向にあることから、経営所得安定対策の見直しに対応し、水田を有効に利用できる加工用米等の作付けや施設園芸作物の導入により、農業生産と所得の確保を図っていく必要があります。
- 今後、TPP協定をはじめとするEPAやFTAなどによる経済のグローバル化の進展に伴い、農業分野への影響が懸念されることから、国の動向を注視し、農家所得の確保を図っていく必要があります。

(3) 農業6次化の推進

【取組の経過】

- 農業の6次化に関する研修会の実施や専門家による相談体制の整備により、農業者等における商品力の向上や販路確保の支援に努めてきました。

■今後の課題

- 農業の6次化については企業経営の視点も必要であり、今まで農業経営のみであった農業者が新たに取り組む際には、適切な助言、指導が必要です。

(4) 農業生産基盤の整備と優良農地の確保

【取組の経過】

- 農業振興地域整備計画の適正な進行管理により、農業以外の土地利用との調整を図り、優良農地の確保に努めてきました。
- 市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農業委員会や農業協同組合と連携し、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業の活用による担い手への農地利用集積による農地の有効活用に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止・再生利用に取り組んできました。
- 農業生産基盤の整備の着実な実施と担い手等への農用地の集積により、生産性の向上と農業経営の安定を図ってきました。

■今後の課題

- 人・農地プランに基づき、担い手への農地利用を集積する農地中間管理事業の更なる活用が必要です。
- 農業用施設については、機能の保全と老朽化による管理負担の軽減のため、計画的な補修等を行うとともに、洪水調節機能等の防災機能の強化も必要です。

(5) 情報を活用した農業の展開

【取組の経過】

- 園芸作物の更なる生産拡大・品質向上を目指し、ICTを活用した養液土耕栽培の導入を支援し、出荷量の増加、品質向上及び作業時間の省力化など、導入効果の実証事業に取り組んできました。

■今後の課題

- ICTを活用した養液土耕栽培については、その設備導入に係る経費が高額となることから、普及・促進を図るためには、継続的に実証事業に取り組み、栽培データを蓄積するとともに、生産者・関係機関と連携してデータを検証し、導入による効果を広く周知し、取組の拡大を図る必要があります。

施策3 交流と共生による農業・農村の活性化

〔成果指標〕

項 目	計画 策定時	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 (目標)
農林業体験 交流人口	3,816 人	4,469 人	3,950 人	5,176 人	5,217 人	8,000 人
有機栽培面積	32 ha	43 ha	51 ha	37 ha	40 ha	50 ha
特別栽培面積	403 ha	403 ha	382 ha	344 ha	381 ha	1,000 ha
エコファーマー 栽培面積	1,718 ha	1,467 ha	1,564 ha	1,222 ha	1,440 ha	2,000 ha

(1) 都市住民との交流体験活動による地域農業の活性化

【取組の経過】

- グリーンツーリズムによる農業体験等を通じた都市農村交流活動により、農村の活性化に努めてきました。

■今後の課題

- 更なる交流人口の増加を図るべく、多彩な受入メニューの広報とあわせて、受入農家の充実した体制づくりも必要とされています。

(2) 自然環境にやさしい農業の推進

【取組の経過】

- 環境保全型農業直接支援と農業用使用済プラスチックの適正処理により、自然環境への負荷の少ない営農活動の普及・拡大を図ってきました。

■今後の課題

- 環境保全型農業直接支援対策の対象となる営農活動には高い技術や意欲が必要とされることから、県、農業協同組合と連携した特別栽培等の推進により取組の拡大を図る必要があります。

(3) 活力ある快適な農村生活環境の整備

【取組の経過】

- 農村環境改善施設の管理運営や農業・農村のもつ多面的機能の維持発揮に向けた支援により、農村の生活環境の向上と魅力ある農村づくりを図ってきました。
- 創意工夫をもって頑張る農業者等に対する市独自の支援や、地域住民が主体となった地域づくり活動の支援、さらには、廃校を利用した地域コミュニティの再生を通じ、地域活性化に努めてきました。
- 農村地域において整備が進められた農業用施設等の機能を保全するため、計画的な施設補修や施設災害などの未然防止対策を行い、農村地域の環境が整備保全されてきました。
- 鳥獣被害の防止対策として、追払い用花火の提供や忌避具の貸し出し、さらに農作物被害が多い地区において地区住民との協働により、広域的なモデル事業での電気柵を使用した防除対策を強化し、地域からの目撃情報や捕獲要請は激減しています。

■今後の課題

- 農業を取り巻く厳しい情勢のなか、食の安全、地域ブランド農産物、農業6次化に取り組み、創意工夫をもって頑張ろうとする農家、地域集落の支援を行う必要があります。
- 担い手への農地集積を進める一方、本市の農業・農村の多面的機能の維持・向上のために、集落の共同活動を支援していく必要があります。
- 農村環境改善施設について、老朽化による改修等により、維持管理経費が増加傾向にあることから、公共施設等総合管理計画に基づき、持続可能な施設運営に努めていく必要があります。
- 就農人口の減少や農業従事者の高齢化と併せ、農村社会における農家・非農家の混住化が進んでおり、集落内の用排水路や道路、土地改良施設が適正に管理されていない現状が見られ、環境が悪化したり、災害に繋がりがかねない状況もあります。
- 鳥獣被害対策は、防除対策を前提として地域における応分の負担が求められており、若手捕獲隊員の確保が社会的にも課題となってきました。また、本市においてイノシシによる農作物被害等が増加傾向にあることから、防除対策を強化する必要があります。

第3節 食料・農業・農村を取り巻く環境の変化

1. 人口減少、高齢化の進行

我が国では人口減少、高齢化が急速に進んでおり、地方、特に農村地域においては、都市部に先駆けて進行していくことが予想されます。本市の人口も平成7年の137,065人をピークとして、最近では年間約1,000人のペースで減少しています。人口減少と高齢化は、国内の食料消費量の減少、集落人口の減少や農業従事者の不足、農村における集落内の共同活動への参加者の減少などの影響が懸念されています。

2. 世界の食料需給と経済のグローバル化の進展

世界人口の増加や開発途上国の経済発展等により、食料需要の増加が見込まれる一方、地球温暖化、水資源の制約などによる生産量の減少も顕在化しつつあり、中長期的には食料需給が逼迫が懸念されています。

そのような中、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、日本食への関心が高まっており、農林水産物・食品の海外輸出も拡大しています。

加えて、TPP協定をはじめとするEPAやFTA等の経済連携の動きがさらに進展することが見込まれ、国内の食料需給のあり方に関わる環境変化が進んでいます。

3. 消費者ニーズの多様化・高度化

女性の社会進出や単身・高齢世帯の増加など、社会構造やライフスタイル等の変化を反映し、外食・中食といった「食」の外部化が進展し、食料消費支出は、生鮮食品から加工食品への移行が拡大していくことが見込まれます。加えて、食に対する安全・安心意識や健康志向の高まりなど、消費者ニーズの多様化や高度化が進んでいます。

4. 農村環境の変化

土地改良事業により、農地・農業用施設の整備が進む一方、早期に整備された農地・農業用施設や集落内の道水路については経年劣化が進んでおり、計画的な修繕・改修や自然災害による施設被害の防止対策が求められています。

また、耕作放棄地の増加や里山林の手入れの遅れ、狩猟者の高齢化や新規参入者の減少により、野生鳥獣による農作物被害が増加しています。

5. 農業分野における技術革新の進展

農業従事者の高齢化による労働力不足や熟練農業者の経験と勘に基づく農業生産技術の喪失が懸念されており、ロボット技術やＩＣＴ等の先端技術の活用による農作業の省力化、生産の効率化、農産物の品質向上、生産技術の継承に期待が寄せられています。

6. 東日本大震災からの復興

関係機関が実施した消費者等への意識調査によれば、依然として福島県産の農林水産物に対して不安を持つ人は少なくなく、他産地と競合する場合には、積極的に福島県産を選ばない傾向があるなど、本市を含めた福島県産の農林産物の販売環境は厳しい状況が続いています。

福島県においては、平成27年に「福島県風評・風化対策強化戦略」を策定し、市町村、都道府県、国、企業団体との連携強化による具体策の推進により、風評の払拭と風化の防止に取り組むこととしています。

第3章 食料、農業及び農村に関する施策の基本方針

第1節 基本方針

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることから、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければなりません。農業・農村の持続的発展により、安定した農業生産を継続しながら、安全・安心な食料の安定供給を図るとともに、地域経済循環の観点から、地産地消による地域内需要の創出・拡大と会津ブランドを生かした地域外需要の取り込みを目指します。

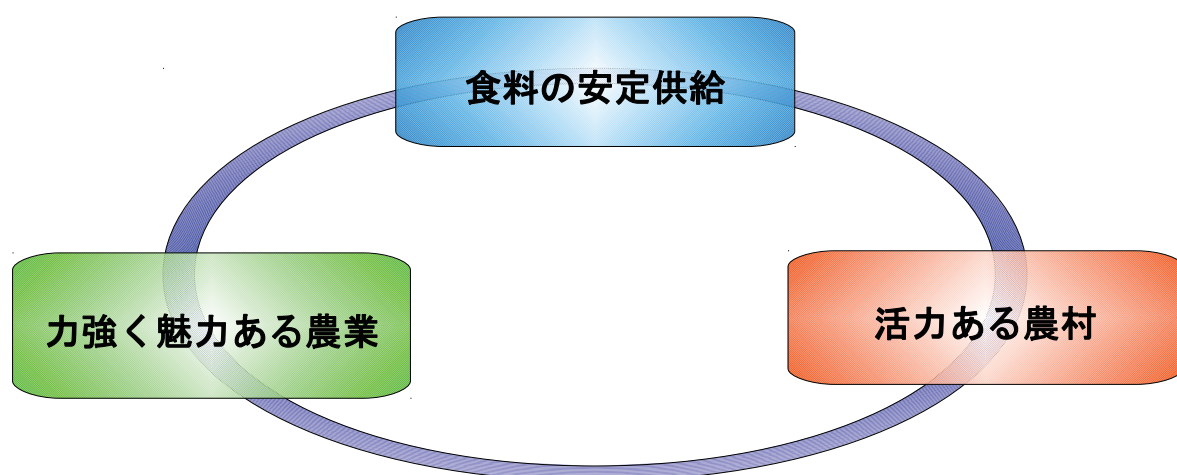
農業は、食料の供給とともに、本市の基幹産業として地域経済の振興に寄与しており、人口減少社会において、地域農業が持続的発展を果たしていくためには、担い手の確保・育成が重要です。そのため、農業、農村での生活に将来に向けた展望を描くことができるよう、消費者・実需者視点にたった生産を基本としながら、低コスト化や生産性の向上、高付加価値化による収益性を確保することで、安定的な農業経営を推進し、産業として魅力ある農業の実現を目指します。

農村は、農業生産の場としてだけでなく、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等といった、多面的機能を有しており、これらを維持発揮させていくためには、農村の活力が必要不可欠です。

農村における生産条件と良好な生活環境を維持しながら、豊富な地域資源を活用した交流人口の拡大や移住の促進を図ることにより、農村全体の活性化を目指します。

◎目指す姿

力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定供給されるまち



第2節 施策の方向

(食料の安定供給)

- ・地産地消をはじめとした地域内食料自給体制の整備等による地元産農産物の消費拡大や直売活動の推進及び安全性の確認や正確な情報発信による安全な農産物の安定供給を推進します。
- ・会津ブランドの確立と国内外の多様な消費者ニーズへ対応した生産・供給体制の構築を目指します。
- ・公設地方卸売市場は、会津地方全域の消費者に対して、食生活に不可欠な生鮮食料品等を効率的かつ安定的に供給するための流通機構として重要な役割を果たしていることから、効率的な管理運営と公平・公正な取引及び品質管理体制を確保しながら、市場機能の維持活性化を図ります。

(農業の持続的発展)

- ・力強く持続可能な農業の実現に向けて、担い手を確保・育成するとともに、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備します。
- ・需要に応じた米づくり、振興作物の重点的生産拡大により、地域間競争力の確保と農業経営の収益性の向上を目指します。
- ・優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図ります。
- ・ICT等の先端技術の農業生産への活用を推進することにより、農産物の収量増加、品質向上、省力化、技術の継承及び新規就農者など人材の確保に取り組みます。

(農業生産基盤の整備)

- ・生産性の高い農業生産基盤の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業生産による経営の改善を図ります。
- ・農産物を安定的に生産するため、農業水利施設の機能保全と計画的な改修による農業用水の安定供給を図ります。

(農村の振興)

- ・地域資源を活かした都市住民等の交流活動や移住の促進、農業6次化の推進などにより、地域の活性化や農業・農村の所得の増大に努めていきます。
- ・地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を推進し、自然環境の保全と持続可能な農業の確立を図ります。
- ・農業農村のもつ多面的機能の発揮のため、地域資源の維持・継承を図るとともに、地域コミュニティ機能の維持に向けた取組により、暮らしやすい農村環境を総合的に整備します。
- ・農地・農業用施設の維持管理の適正化と住民の防災意識の向上により、災害を未然に防止します。
- ・有害鳥獣による被害を防止するため、環境整備や防除対策を適切に行った上で、必要最小限の捕獲を行います。

第4章 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1節 食料の安定供給

1. 安全な農産物の安定供給

- ・食の安全・安心に対する関心や期待の高まりなどの消費者ニーズを的確に捉え、特別・有機栽培やエコファーマー、GAPへの取り組みを推進することにより、農産物の安全性の確保に努め、産地としての信頼性の向上とイメージアップを図ります。
- ・原子力発電所事故に起因する県産農産物に対する不安の解消に向け、生産者に対する放射性物質吸収抑制対策を講じるとともに、県等と連携し、農産物の安全性を確保する検査体制を維持します。
- ・検査結果の正確な公表と安全性のPRに加え、関係機関・団体との連携により、ターゲットを意識した情報発信を行い、消費者等への理解浸透と風評払拭を図ります。

2. 地産地消の推進による消費拡大

- ・公設市場の機能活用や直売活動の推進などにより、良食味で高品質な地元産農産物の安定供給や消費拡大に取り組み、地域内食料自給体制の確立を図ります。
- ・地元産農産物の生産振興と消費拡大を通じた移入の低減と地域外への移出の増加による移出入収支の改善に向けた取組を推進します。
- ・地域における様々な資源を活かした農業体験等を通して、食育の推進に努めるとともに、地元産農産物や地域農業に対する理解が深まるよう啓発に努めます。

3. 農産物及び食のブランドの確立

- ・会津ブランドの確立と国内外を含めた消費者や実需者の需要動向の把握に努め、消費者ニーズに対応した園芸作物などの生産を推進することにより、農業生産の増加に繋げていきます。
- ・各種認定制度の活用により、会津人参や会津みしらず柿などの伝統ある農産物の生産の維持・拡大に努めます。
- ・食のブランド確立に向け生産者や実需者と連携し、地元産農産物を活用したメニューの提供や食の魅力の情報発信に努めます。

4. 公設市場機能の維持・活性化

- ・指定管理者制度の導入に伴う業務報告の精査や現地確認など現状の把握に努めるとともに、指定管理者と連携しながら適正な管理運営を図ります。
- ・市場活性化円卓会議の開催やデジタルサイネージの有効利用等により情報の受発信機能を強化するとともに、各種PRイベントなどの販売促進事業へ参画しながら、販路及び取引の拡大を図ります。
- ・公共施設等総合管理計画の基本的な考え方を踏まえ、計画的な改修による老朽化した施設・設備の長寿命化を図るとともに、コールドチェーンシステムなど需要者ニーズに対応できる機能の充実に取り組みます。

第2節 農業の持続的発展

1. 担い手の確保・育成

- ・地域農業の担い手として認定農業者、集落営農組織及び新規就農者をはじめとした多様な担い手の確保・育成を図ります。
- ・認定農業者については、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図るとともに、認定後の経営改善に向けた指導について関係機関と連携して取り組み、経営感覚に優れた農業経営者の育成に努めます。
- ・集落営農組織については、人・農地プランの作成をとおして、将来にわたり地域の農業を持続的に発展させる推進主体として、集落の実情に合わせて設立・育成していきます。また、経営の発展の段階に応じて農地所有適格法人への誘導を図ります。
- ・新規就農者については、新規参入者など就農を希望する青年等の円滑な就農を市新規就農者支援センターの活動により支援するとともに、新たな経営展開に取り組む農家の後継者も含め、青年等就農計画の作成を促し、所得確保対策などにより就農当初の経営の安定を図ります。また、指導農業士をはじめ、県や農業協同組合などの技術指導、経営指導により、早期の経営基盤の安定を図るとともに、青年等就農計画の認定期間を満了する者に対しては、認定農業者への円滑な移行を図ります。
- ・経営規模の拡大や低コスト化、省力化に必要となる農業機械の導入支援や収益性の高い園芸作物への転換や施設園芸の規模拡大に必要な園芸用施設の導入支援により、担い手が意欲的に経営発展に取り組むことができる環境整備に努めます。さらには、経営所得安定対策への加入推進や国において検討されている収入保険制度の活用により担い手の経営安定を図ります。

2. 生産振興と収益性の確保

- ・国における米政策改革に対応し、需用に応じた「会津米」生産と収益性の高い園芸作物の導入推進、薬用作物や畜産物の生産拡大に努め、本市農業の強みを活かした農業生産の振興と収益性の高い生産体制の構築を図ります。
- ・本市農業の基幹作物である水稻については、主食用米として高品質・良食味の「会津米」生産に取り組むとともに、特色ある会津米生産として地元酒造業界と連携した酒造好適米など酒造原料米の品質向上・安定生産を推進します。また、飼料用米等の新規需要米の生産拡大や政府備蓄米や加工用米の生産などを組み合わせ、行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた米づくりを推進するとともに、各種支援制度の活用による所得確保に関係機関、団体等と連携して取り組みます。
- ・大豆、そばについては、実需者が求める品種の選定や、品質の向上・均一化及び安定生産などに努め、地元実需者による利用促進や6次化による加工・販売などの取り組みを推進します。また、集落営農による農地の利用調整により、作付けの団地化や、作業の集積を進めるとともに、生産の組織化、効率化による低コスト生産体制の確立を図ります。
- ・収益性の高い園芸作物については、振興作物の重点的な生産拡大による産地化の推進や販路拡大対策、地産地消推進施策との連動によるブランド化の推進、稲作からの転換による農業所得の確保対策として導入促進に努めます。

- ・畜産については、会津若松地域畜産クラスター計画に基づき繁殖牛産地としての体制整備を推進するとともに、支援制度を活用した飼養施設や自給飼料生産機械の導入を図り、畜産経営の規模拡大、収益性の向上を目指します。また、「会津地鶏」については、地元飲食店との連携による消費拡大や地域内外でのイベント開催等による販売促進活動により需要を拡大し、飼養頭数の増加と収益性の向上を図ります。

○振興作物

- ・土地利用型作物 水稻、大豆、そば
- ・園芸作物 野菜：トマト、アスパラガス、キュウリ、ホウレンソウ、サヤインゲン、ピーマン、イチゴ、サトイモ
果樹：会津みしらず柿、リンゴ、モモ、ブドウ、オウトウ
花き：トルコギキョウ、ストック、ラナンキュラス
薬用：会津人参
- ・畜産 会津地鶏、肉用牛

3. 優良農地の確保と担い手への集積

- ・秩序ある土地利用の推進と生産性の高い優良農地の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づき、適正な運用・指導に努めます。
- ・基盤整備地域はもとより、市内農地全域において関係機関が連携し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用を図るとともに、耕作放棄地の発生防止・再生利用を図ります。
- ・担い手への農地集積は、担い手農業者の生産規模を拡大し経営基盤の強化を図るとともに、規模縮小農家の農地の遊休化を防止し農地の有効活用を推進するために、農地中間管理事業の活用や、農業委員会との連携により継続して取り組んでいきます。
- ・農地中間管理事業については、個別集落において人・農地プランを作成し集落内農地の利用について合意形成を図ることにより、農地の出し手と受け手の意向を反映させた貸借が可能となるとともに、集落に対する支援制度も活用することから、人・農地プランの推進と合わせて取り組みます。

4. 農業情報化の推進

- ・ICTを活用した養液土耕栽培による品質の向上や収量の増加、省力化などの導入効果について、スマートアグリ実証事業における実績に基づき、継続して関係機関と検証し、その効果を地域農業者へ周知することにより、導入の推進に努めます。特に、園芸作物の生産拡大における課題である農作業労働力について、ICTを活用した養液土耕栽培の導入による省力化により解決を図ります。
- ・先端技術の活用により熟練農業者の栽培ノウハウをデータ化し、クラウドに蓄積し活用することにより、新規就農者など次の世代への技術継承に取り組めます。

第3節 農業生産基盤の整備

1. 土地改良事業の推進
 - ・農業生産基盤の整備や管理を効率的に実施するため、事業化に当っては関係機関との連携強化を図り、農家等の受益者負担の一部支援を継続します。
 - ・農業用施設等の機能保全や耐用年数の経過による更新等の施設管理は、維持管理者と連携を図りながら計画的な補修や更新、または施設の安全対策を図るとともに、維持管理費の負担軽減に向けた対策を継続的に実施します。
2. 大区画ほ場整備による生産性向上
 - ・地域農業の担い手が農業経営を持続できるよう、農地の大区画化や安定的な農業用水の確保と排水機能の向上により、施設管理の省力化と生産性の効率化を図るため生産基盤の整備を推進します。

第4節 農村の振興

1. 都市と農村の交流の推進
 - ・地域資源を活かした都市住民等との交流活動や移住の促進、市内における地域間交流の推進、食と景観等を活用した外国人旅行者をもてなす取組の推進、農業者等が自ら行う意欲的な取組に対する支援を通じ、地域活性化に努めるとともに、農業6次化の推進や再生可能エネルギーの活用などにより、農業・農村の所得の向上を図ります。
2. 自然環境との調和
 - ・有機栽培や特別栽培による環境保全型農業を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動とあわせ、自然環境の保全を通じ農業・農村の持続的発展に努めます。
 - ・農業用使用済プラスチック等の組織的回収と適正処理を推進し、環境負荷の低減に努めます。
3. 多面的機能の維持・発揮
 - ・多面的機能支払制度の活用により、農業者や住民が取り組む、農道、水路等の地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る共同活動への支援を通じ、農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図ります。
 - ・特に、中山間地域においては、流域の上流部に位置し、水源かん養や洪水防止機能等が高いことから、中山間地域等直接支払制度の活用により、中山間地域等の農業生産条件の不利を補うための支援を継続的に実施し、営農活動の継続と耕作放棄地の発生防止に取り組めます。
 - ・上記の制度の活用について、集落単位での取組みが困難な地域に向けては、地域の関係者の意向を踏まえながら、広域的な活動組織や複数集落の連携などによる取組みについても検討していきます。

4. 快適な農村生活環境の整備

- ・湊地区、北会津地区、河東地区の農村環境改善施設等については、公共施設等総合管理計画に基づく適正な維持管理により、施設の長寿命化を図るとともに、利用者の快適な使用と農村の生活環境の向上に努めます。
- ・農業用施設の長寿命化や補強対策について、研修や実践的な経験を活用しながら施設管理者の育成を行います。
- ・農地や農業用施設の維持保全を図ることにより、防災機能等をはじめとする多面的機能を十分に発揮させ、さらに農業生産性向上や農業生活環境の改善に取り組みます。

5. 有害鳥獣の被害防止

- ・野生鳥獣による農作物被害防止対策として、市鳥獣被害防止対策協議会をはじめ地区住民と市の協働により、花火による追払いや忌避具の貸し出し、さらに里山林の整備や電気柵の普及を継続するとともに、やむをえない場合に捕獲を行います。
- ・農作物被害等が増加しているイノシシを対象に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している県と連携して、防除対策を推進します。

第5章 施策プログラム

計画の実現に向けては、毎年度、施策の進捗状況を検証し、必要に応じ内容を見直すなど、効果的な実施を図ります。

■食料の安定供給

施策	主要事業名	担当課	成果指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
安全な食料の安定供給	安全農産物生産支援事業	農政課	米の全量全袋検査における検出下限値未満の割合	100%	100%
地産地消の推進による消費拡大	地産地消運動推進事業	農政課	主たる直売所における購入者の増加率（平成27年度基準）	—	10%
会津産農産物及び食のブランドの確立	「会津の食」ブランド化事業	農政課	あいづ食の陣参加店舗の延べ数	318店舗	400店舗
	農産物販路開拓・販売促進事業	農政課	首都圏等における農産物のPRイベント件数	10件/年	10件以上/年
公設市場機能の維持・活性化	地方卸売市場事業 市場活性化事業	農政課	市場の卸売業者の年間売上高	9,026百万円	11,580百万円 (H30)

■農業の持続的発展

施策	主要事業名	担当課	成果指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
担い手の確保・育成	担い手総合支援事業	農政課	認定農業者数	355経営体	400経営体
		農政課	新規就農者数	5人/年 (平成16～27年度平均)	7人以上/年
生産振興と収益性の確保	会津米品質向上対策事業	農政課	主食用米の1等米比率	95%	95%以上
	施設園芸農業経営支援事業	農政課	振興作物主要5品目の施設導入面積	35a/年	50a/年
	水田利活用推進事業	農政課	需要に即した米生産	104% (4%過剰)	100%
優良農地の確保と担い手への集積	農地中間管理事業	農政課	担い手への農地集積率	68.5%	78.0%
	機構集積支援事業	農業委員会	農地面積に対する遊休農地面積の割合	0.72%	0.5%
農業情報化の推進	農業情報化推進事業（スマートアグリ実証事業）	農政課	スマートアグリ実証ハウスの農産物売上額の増加率	3%	3%以上

■農業生産基盤の整備

施策	主要事業名	担当課	成果指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
土地改良事業の 推進	国営かんがい排水事業	農林課	整備延長(平成27年 度基準)	—	11.5km
	県営かんがい排水事業	農林課	整備延長(平成27年 度基準)	—	7.7km
大区画ほ場整備 による生産性向上	農地整備事業	農林課	ほ場整備率	90.2%	92.4%

■農村の振興

施策	主要事業名	担当課	成果指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成38年度)
都市と農村の交 流の推進	グリーンツーリズム支援事 業	農政課	農林業体験交流人 口	5,217人	8,000人
	農村活性化プロジェクト支 援事業	農政課	事業計画認定数	6件/年	4件以上/年
自然環境との調 和	環境保全型農業直接支援対 策事業	農政課	取組面積	5,987a	7,000a
多面的機能の維 持・発揮	多面的機能支払事業	農政課	交付対象農地面積	4,414ha	5,000ha
快適な農村生活 環境の整備	農村環境改善施設管理運営 事業	農政課	施設稼働率(3施設 平均)	29.7%	40.0%
	農村地域環境整備事業	農林課	道水路整備率 (実施件数/要望件 数)	45%	100%
有害鳥獣の被害 防止	鳥獣被害対策事業	農林課	捕獲出動回数	45回	20回

■用語の解説

【あ】

・会津地鶏

450年以上も前から会津地方にのみ生息していた地鶏といわれ、他の鶏との交配が行われず純粋種が維持されてきた。現在普及している「会津地鶏」は県養鶏試験場で改良されたもので、純粋種よりも大型で肉質もよく産卵能力も向上している。肉用の会津地鶏の生産は平成4年度から開始され飼育が行われている。

【え】

・エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・化学合成農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。

【か】

・環境保全型農業

地域の慣行に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。平成23年度から、有機農業や冬期湛水管理などに取り組む農業者に対して、国が直接支援する事業が開始された。

【き】

・基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと。

【く】

・グリーンツーリズム

豊かな自然景観や魅力的な農産物などの地域資源を活かし、農業体験などを通じて都市・農村交流を行うこと。

【け】

・経営耕地

農業経営者が経営している耕地で、自作地、借入耕地の合計。

経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

【し】

・自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家のこと。

・実需者

量販店、昼食・外食産業、食品加工業者など、生産者から仕入れた商品を消費者に提供している。実際に需要のある業者をさす。

- ・ **集落営農**

集落など地縁的にまとまりのある地域内の農家が、農業生産工程の全部又は一部を共同して行う営農活動、又はそのような営農活動を行う組織の総称。

- ・ **主業農家**

農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のこと。

- ・ **準主業農家**

農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家のこと。

- ・ **酒造好適米**

日本酒づくりに適した性質を持つ酒造用品種の米。食用の米に比べ、アルコールの生成に必要なでん粉質の割合が高く、雑味を生じさせるたんぱく質の割合が低い。

- ・ **食育**

心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。

- ・ **新規需要米**

国内主食用米、加工用米、備蓄米以外の米で、主食用の需要に影響を及ぼさないと判断される米穀のこと。飼料用米や米粉用米など。

【せ】

- ・ **専業農家**

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家のこと。

【た】

- ・ **第1種兼業農家**

農業所得を主とする兼業農家のこと。

- ・ **第2種兼業農家**

農業所得を従とする兼業農家のこと。

- ・ **多面的機能**

農業・農村が有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の生産機能以外の多くの機能のこと。

【ち】

- ・ **地産地消**

「地元生産・地元消費」から生まれた言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、主に農林水産業の分野で使われている。食の安全・安心への関心が高まる中、生産者と消費者の「顔の見える関係」を築く有効な手段とされる。

【て】

・ デジタルサイネージ

デジタル表示パネルを利用した電子看板のこと。

【と】

・ 特別栽培

当該地域の慣行に比べて使用する化学農薬および化学肥料を 50%以下にした栽培法のこと。

・ 土地利用型作物

水稻、大豆、そば、麦などの作物を指し、単位面積当たりの収入は低いが、比較的大規模に栽培が行われる作物にこと。

【な】

・ 中食

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や加工食品等を家庭や職場・学校などでそのまま食べること。

【に】

・ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業経営改善計画を策定し、市に認定された農業者。農地利用、税制や融資の面で特典が与えられる。

【の】

・ 農業経営体

次のいずれかに該当する事業を行う者のこと。

(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の基準以上の農業

① 露地野菜作付面積 15 a

② 施設野菜栽培面積 350m²

③ 果樹栽培面積 10 a

④ 露地花き栽培面積 10 a

⑤ 施設花き栽培面積 250m²

⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧ 豚飼養頭数 15 頭

⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪ その他調査期日前 1 年間における農産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3) 農作業の受託の事業

- ・ **農業就業人口**

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者のこと。

- ・ **農地所有適格法人**

農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人のこと。

平成28年4月1日施行の改正農地法により、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件が見直され、名称が変更された。

- ・ **農地中間管理事業**

都道府県ごとに指定された農地中間管理機構が農地の中間的受け皿となり、貸し借りを仲介する制度のこと。

【は】

- ・ **販売農家**

経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。

【ひ】

- ・ **人・農地プラン**

地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の決定、そこへの農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた将来の地域農業のあり方を定めた計画のこと。

【ふ】

- ・ **副業的農家**

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）のこと。

- ・ **フレコン**

フレキシブルコンテナバックの略で、粉末や粒状物の荷物を保管・運搬するための袋状包材のこと。1トン程度の重量物を充填できる容積・強度のものが主流となっている。

【ゆ】

- ・ **有機栽培**

JAS法により定められた有機JAS規格に基づき、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないで堆肥等による土づくりを行う生産方法。「有機」と表示するためには、農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関の認定が必要。

【よ】

- ・ **養液土耕栽培**

植物の培地に土を使い、灌水と同時に液肥を施して植物を栽培する方法。水や肥料の量を管理して、効率よく栽培することができる。

【ろ】

・ 6 次化

農業者が主体的に農業生産（１次）、加工（２次）、流通販売（３次）取り組むことにより、農産物を加工品の原料として提供するばかりでなく、自らが付加価値をつけて販売することにより農業所得の向上を図る取組み。

【アルファベット】

・ E P A

「Economic Partnership Agreement」の略語で「経済連携協定」と訳され、投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、様々な分野での協力などのより幅広い分野を対象として、経済上の連携を強化することを目的とした協定のこと。

・ F T A

「Free Trade Agreement」の略語で「自由貿易協定」と訳され、ある国や地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定のこと。

・ G A P

「Good Agricultural Practice」の略語で「農業生産工程管理」と訳され、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

・ I C T

「Information and Communication Technology」の略語で「情報通信技術」と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

・ T P P

「Trans-Pacific Partnership」の略で、「環太平洋経済連携協定」と訳され、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計 12 か国間による包括的な経済連携協定のこと。